2　不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

○国土交通省令第十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の規定に基づき、自動車型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車型式指定規則等の一部を改正する省令

（自動車型式指定規則の一部改正）

第一条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第八号までを除く。）を添付しなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　第四条の二第一号の規定に該当して指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力が停止され、共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止され又は装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定により指定特定装置の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	（新設）
3・4　（略）	3・4　（略）
第三条の二　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定自動車の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。	**第三条の二**　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面の添付に代えることができる。
2　（略）	2　（略）
（指定の効力の停止）	（指定の効力の停止）
第四条の二　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。	**第四条の二**　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。
一　（略）	一　（略）
二　共通構造部型式指定規則第十一条の規定により指定自動車の指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止されたとき。	二　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条の規定により指定自動車の指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止されたとき。
三　装置型式指定規則第十一条の規定により指定自動車の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。	三　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定により指定自動車の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。